

ニューカレドニアによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、ニューカレドニア向けに輸出される一部の日本産食品・農林水産物については、放射性物質検査証明書や産地証明書を求められてきたところですが、ニューカレドニア自治政府から当該規制の全てを 7 月 24 日付けで撤廃した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、上記規制の撤廃を含む諸外国の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_180803.pdf

「諸外国・地域の規制措置（平成 30 年 8 月 3 日現在）」

（参考 1）撤廃前のニューカレドニアによる日本産食品・農林水産物の輸入規制の概要

地 域	品 目	内 容
福島	きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、米、大豆、柿、一部の山菜類	政府作成の放射性物質検査証明書を要求
新潟、山梨、静岡	きのこ類、一部の山菜類	
秋田、山形、長野	きのこ類、一部の山菜類	
岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、一部の山菜類	
47 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料	
47 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が 50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求

※ 平成 28 年 10 月 5 日に緩和されたもの。

（参考 2）平成 29 年のニューカレドニア向け食品・農林水産物の輸出額

約 1,400 万円（播種用の種、アルコール飲料等）

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：小坂、鎌川、柳井
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475